

福岡県からの提案内容について

1. 芦屋港活性化基本計画におけるゾーニング変更

福岡県において、平成30年度にとりまとめた「芦屋港活性化基本計画」をもとに港湾計画を改訂するにあたって精査したところ、「県管理の港湾として、浚渫を含めた維持管理を継続して行うこと」や「早期の事業化を図る」目的で、ゾーニングを一部変更する提案が行われました。

① 物流機能

- 段階的整備における第1期の、物流ゾーン（3号、4号野積場、1号上屋）にある機能（事業者）を8号・9号野積場に移転
- 2号野積場をレジャー用途に活用



- 将来像における物流機能の配置を、2号・3号・4号（一部）の野積場から、8号・9号野積場に配置を変更



②ボートパーク

- 計画位置から、3号・4号野積場前（4号A岸壁東側）の水面に移転
- 中防波堤（9号野積場北側水面）に設置する波除堤を東防波堤西側泊地に変更



③海釣機能

第1期で整備する予定であった東防波堤がボートパークの動線となるため、使用できなくなる。よってボートパーク整備に伴い新設する波除堤に海釣施設の機能を付加する。



2. ゾーニング変更の理由

- 芦屋港活性化基本計画における物流機能の配置及び用途では、県管理港湾としての継続的な維持管理や効率的な運用が困難であり、港湾計画の改訂に進むことが難しい。
- 将来に渡って物流施設が集約でき、浚渫の際の場所の確保や災害時の対応、広域海上緊急輸送基地としての機能が維持できる。併せて、未利用時の町のイベント等の活用が効果的にできる。
- 物流機能の配置を移転させる方が、県として早期に事業を進めていくことが可能となる。
- ボートパーク整備予定地の砂の流入・堆積対策を講じるために時間を要するため、早く整備できる港湾内で整備可能な箇所（静穏度が確保できる場所）を再度精査した。
- レジャー機能を港湾中央部に集約することで、一体的な賑わい創出空間が形成できる。

3. ゾーニング変更による主な特性の違い

	芦屋港活性化基本計画	福岡県からの提案
物流機能	物流機能（浚渫など）や広域海上緊急輸送基地としての機能低下となる。	物流機能として浚渫等や広域海上緊急輸送基地としての機能を維持することができる。
賑わい創出	中央部分に物流機能が残し、賑わいのための施設が少し離れている。	中央部分に賑わいのための施設を集約することができる。
ボートパーク	プレジャーボートの陸揚げの斜路があり、陸上保管ができる。ただし、水上保管は堆砂の影響があり抜本的な対策が必要。	プレジャーボートは水上保管のみで陸上保管ができない。陸揚げ方法も検討する必要がある。
海釣り施設	海釣り施設が東防波堤	海釣り施設が波防堤（新設のため時間を要する）

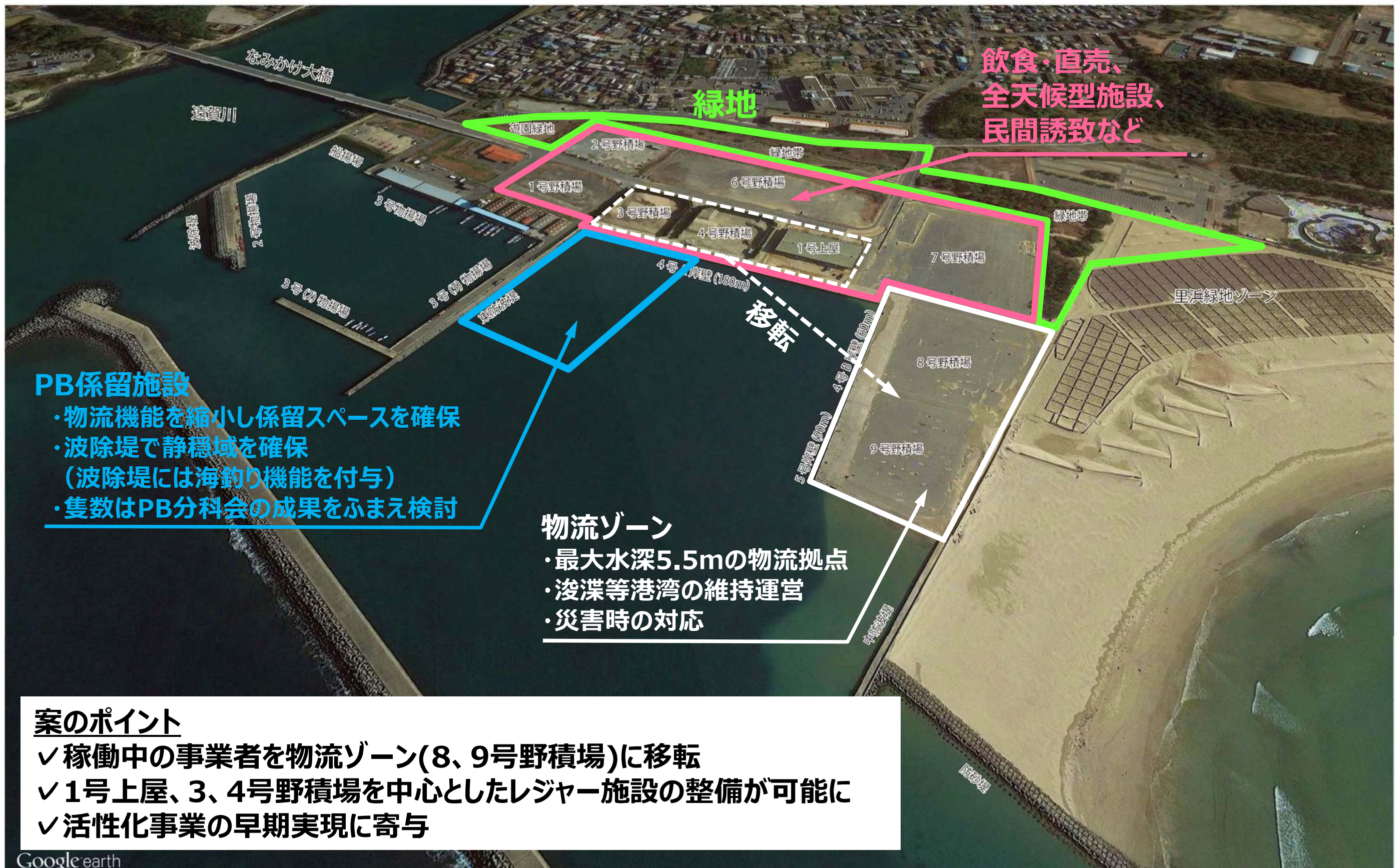
【注意】

※福岡県からのゾーニング変更提案図は別紙のとおり

※当該資料は芦屋町作成資料

芦屋港活性化に向けた港湾計画改訂の方向性（ゾーニング案）

令和元年 7 月 福岡県港湾課



芦屋港現況 鳥瞰（沖から望む）

芦屋港活性化 整備年次計画

第1期整備

0 10 20 50 100m
S=1/250 (A3)



[凡例]

赤字：新規整備施設

黒字：既設整備施設



芦屋港活性化 整備年次計画

第3期整備

0 10 20 50 100m
S=1/250 (A3)



[凡例]

赤字：新規整備施設

黒字：既設整備施設



芦屋港港湾施設配置図

〔福岡県作成資料より抜粋〕

